

会則運用上の各種認識事項

2015～2016年度

335-A 地区

会則委員長 田中 充

総ての団体には組織が有り、その組織には組織を保持し運営する為に会則（ルール）が不可欠である。ライオンズクラブ国際協会に承認されている総てのライオンズクラブ及びライオンズクラブ会員はその規則に基づき行動することが基本となっている。再度下記を認識し確認すると同時にクラブ、並びに会員は活動することが寛容です。

A、 会則の基本的認識

- 1、 **ライオンズクラブ国際協会の目的**
クラブ会則第2条（a）～（f）・国際会則第2条（a）～（h）並びにライオンズ必携 P9 国際協会の目的の項目を確認し認識して下さい。
- 2、 **メンバー**
国際会則第3条 本協会のメンバーは、正式に結成され承認されたライオンズクラブで構成される。国際協会はグッドスタンディングクラブで構成されそのクラブに所属している会員も構成員としている。
- 3、 **会員としての要件**
グッドスタンディングクラブの、グッドスタンディング会員でなければならない。（国際会則第5条2項）
- 4、 **ライオンズ道徳綱領**
ライオンズ必携 P11 の8項目を確認し認識して下さい。
- 5、 **スローガン・モットー・ライオンズの誓い・協会のビジョン声明文・協会の使命声明文・の確認と認識。**
- 6、 **クラブの責務（国際付則第11条第4項）**
各クラブはグッド・スタンディングを保つ為の責務。
 - （1）ここに他の期待がある場合を除き、国際会費、地区（単一・準、複合）会費、並びに最小限のクラブ運営に必要な年間会費を会員から徴収する。
 - （2）国際理事会が要求する定期報告書を協会事務局に提出する。
 - （3）会則及び付則、並びに国際理事会の方針に従う。
 - （4）国際理事会の方針で随時定められるクラブ紛争処理手順に従って、クラブ・レベルで起こる紛争の解決に努める。
- 7、 **チャータークラブ（認証状を得た総てのクラブ）の責務**
役員必携第2編クラブ運営記 No17（1）～（12）の12項目を確認し認識して下さい。
- 8、 **クラブ・クラブ会員の禁忌事項**
 - （1）クラブ及びクラブ会員は、他のクラブに対し資金・物品及び援助を求める文書並びにライオンズ道徳綱領に反する文書を配布してはならない。

- (2) 礼儀として別のクラブの領域に入る場合は許可を求めるべきである。クラブ並びにクラブ会員は、他のクラブ・他の地区の所在地又は境界内において承認なしに資金・物品・援助または商業価値のあるものを求めてはならない。
- (3) 如何なるクラブもクラブ会員、地区あるいは如何なるライオンズ組織もメンバーとしての関係を利用して、独自の商業的価値のあるものを求めない。
- (4) クラブは公職の候補者を後援、推薦してはならない。また、クラブは如何なる会合においても政党・宗教のことに關して討論してはならない。
- (5) クラブ役員及び会員は如何なる個人的・政治的・その他の野心のためにも会員であることを利用してはならない。また、クラブ全体としてクラブの目的に反する運動に参加してはならない。
- (6) クラブの会合中に経常以外の臨時支出の要請または提案がなされた場合、すべてを財務委員会に付託する。但し、定足数の出席者のある会合において出席会員の満場一致の決議による場合はこの限りではない。
- (7) 会員名簿は、理事会の承認なくそれを請求するものに配布してはならない。
- (8) 名称及び紋章、その他標識の使用については国際会則に記載されているので乱用しない。

9、グッドスタンディング会員

クラブが国際協会・地区に対して、国際会則第8条（クラブ）国際付則第11条4項（クラブの責務）第12条（会費）をはじめ会則・付則の各条項を遵守された会員を言う。

10、認証状（チャーター状）内容

ライオンズクラブ国際協会は、本証書に記載されたチャーターメンバー、正規の手続きを経て選ばれた会員並びに将来選ばれる会員によって組織され、〇〇ライオンズクラブによってスポンサーされた日本国〇〇都道府県、〇〇市町村の〇〇ライオンズクラブをその一単位として認証します。

この認証は、現行並びに今後設定されるライオンズクラブ国際協会会則および付則に規定する会員に与えられる一切の権利および特権を付与するものであります。

この認証は、本書記載の日から、会員（注クラブを指す）が本協会の会則及び付則を遵守するかぎり有効であり、これに反する場合は、その効力を失います。（注 ステータス・クオ）

ここにライオンズクラブ国際協会は、会長及び幹事の署名を付し、協会のシールを添えて、貴クラブに認証状を授与します。 年 月 日

ライオンズクラブ国際協会会長・幹事

11、ステータス・クオ・認証状取り消し（国際付則第11条第5項）

本協会への義務を怠ったクラブは、国際理事会の判断により、地区ガバナーと協議の上、ステータスクオ・クラブされるか、又は認証状が取り消される事がある。ステータスクオとなったクラブは、同理事会がその処理を最終的に決定するまで、あらゆる権利と特権を喪失する。

12、クラブ・クラブ会員としての禁忌事項

役員必携第2編 No29・1～9の(9)項目を確認し認識して下さい。

13、国際会則第8条 第1項 クラブ

本会則及び付則並びに国際理事会が随時設ける方針に従うことを条件に、すべてのクラブには自治権を認める。

B、正しい用語とその解説及び公式文言に関する件

1 「新入会員」→「新会員」

新会員は招請で、クラブのグッド・スタンディング会員のスポンサーが必要である。スポンサーとなるクラブ会員は、入会して1年と1日経過した会員であることが基本。募集は不可。

2 「アクト」・「ACT」→「アクティビティ」 Service Activity

地域社会になどに対して行うあらゆる奉仕活動。クラブが単独で行うのが基本。しかし現実には地域社会情報化・経済変化に伴いいくつかのクラブ、ゾーン・リジョン・地区単位での奉仕活動の必要性が生じてきている。地域自治体との合同、地区自治体との合同奉仕、地区単位で行う場合も生じる。総ての奉仕活動は、地域の人びとから共感の得られるアクティビティ。ライオンズクラブは、奉仕団体であって運営団体、又は趣味・娯楽団体でない。ライオンスピリットの基本は地域社会に対する人道的奉仕団体である。アクティビティなくしてライオンズクラブの価値はない。

3 「R・C」「Z・C」→「リジョン・チェアパーソン」「ゾーン・チェアパーソン」

リジョン・チェアパーソン役職は、その年度の地区ガバナー任期中に活用するかを定める権利を持つ。活用されなかった場合は空席となる。地区ガバナー権限でその役職を活用することが出来るので、人材指名することも出来る。

4 CEP クラブ向上プロセス Club Excellence

2015年4月国際理事会で英語名変更 Club Quality Initiative。
クラブの改善を目的としたワークショップ。訳1時間の4段階のセクション。

5 FWT 女性及び家族チーム Family and Women Team

2014年10月国際理事会承認。GMT(グローバル会員増強チーム)、GLT(グローバル指導力育成チーム)の構造に反映する家族及び女性会員増強組織を設定するパイロットプログラム。

6 会則地域

国際協会は会則(国際理事会の会則地域)で七つの地域(Area)分けられている。日本は、東洋・東南アジアに属する。会則地域ごとにフォーラムを開催する。

- 会則地域
- 1、アメリカ及びその周辺・バミューダ・バハマ
 - 2、カナダ
 - 3、メキシコ・中南米・カブリ海諸島
 - 4、ヨーロッパ
 - 5、東洋東南アジア
 - 6、インド・南アジア・アフリカ・中東

7、オーストラリアニュージーランド・パプアニューギニア・インドネシア・南太平洋諸島

7 「DDG デピュティ・ガバナー」 Deputy District Governor

現在はリジョン・チェアパーソンと呼称する。

ライオンズ必携第28版標準版1988年度から呼称、および職責改正。

DDG；地区ガバナーの指導監督を受け、責任者としてリジョンの運営にいたると共にリジョン内の各ゾーン・チェアマン（当時の呼称）及び地区ガバナーが担当するように決めた場合には、地区委員長の活動を監督する。1988年7月、デンバー国際大会で呼称・職責が改称された。

8 会員委員長

2013年度クラブ付則の改正により、会員理事から会員委員長に改正される。ローテーションシステムも廃止される。クラブ付則第3条6項・第4条6項参照。

9 「クラシフィケーション」 Classification 「職種分類」

2001年度まで、職種分類が適用されていた。ライオンズ必携第41版標準版「職種分類制に基づいて会員を入会させ、維持する場合は規定を適用する。2名を超えて正会員を同一職種分類に入れてはならない。」2002年度から削除。

10 例会は月2回を開くよう推奨 Club Regular Meeting

ライオンズ必携第41版までは「毎月少なくとも2回定期的に例会を開く」が「推奨」に改正され2002年度335複合地区会則委員会において従来どおり「月2回例会を開始する」。335複合地区統一見解。

335-A地区；2002年度第4回キャビネット会議、承認。

11 クラブ例会・催し（クラブ付則第4条3項）

2015年度改正；本クラブの例会は、理事会に推薦され、クラブで承認された日時および場所で開かれる。理事会が例会およびまたは催しについてクラブ全員に的確に連絡し参加を促すのに適当と認めた方法で、例会の通知が行われる。クラブの例会はクラブ全員が決定した奉仕事業またはその他の催しに置き換えることが出来る。

この事項は、「あなたのクラブは、あなたのやり方で」に該当する。

12 議事の進め方

クラブ付則第8条 2項

総ての会合の議事の進め方は、最新ロバート議事規則に基づき行う。議事録の作成は必ず行い会員全員に報告する義務がある。

13 ライオニズム

最も崇高な人道的奉仕の理想に専念するライオンズという共同体の連帯の意味を指す。国籍・主義の異なった、また国境や海や迷信などで引き離された人々をつなぎ合わせて、よりよい世界へ導こうとする信念である。具体的に言えば、博愛・人道・仁愛を基礎として、その考え方で身を持するだけでなく、連帯の中で活動を続けて現実を凶る積極的な行動をする事である。

14 ガバナー・エレクト

地区年次大会で選出された地区ガバナーは、その年度の国際大会閉会式で正式に就任する事となっているが、選出されてから就任するまでの期間をガバナー・エレクト（ガバナー予定者）と呼ばれる。

15 寛容の精神

ライオンズクラブ国際協会の目的に、当初「寛容」の言葉が使われていたが、1969年の「総理解」に「改正された。1960年に採択された日本独自の「ライオンズの誓い」からも「寛容」が「相互理解」に改められ今日に至っている。しかしライオンズクラブの会員にとって「寛容」と言う基本的精神は大切にしたいものである。

16 会員招請資格制限の経過

1926年第10回世界大会までは「成人男子」更に「白人に限る」と言う制限はライオンズ創立以来の規定で有り、ハワイ・ホノルルLC結成に際し「白人」と言う条項が削除され、有色人種を擁する世界最初のクラブ結成となる。

これを以後、ライオニズムは中華民国天津LC、メキシコ、キューバと3,4,5番目の加盟国となる。

1986年度第69回国際大会で「女性を区別しないという社会現象で「男子」と言う文言を削除する改正案を提案するが、改正に必要な2/3に至らず否決。

1987年度第70回国際大会に再度提案し可決され「男子」が削除された。女性にも入会の門戸開放。

C、会則上に抵触し注意する事項

A、賛助会員は、 クラブのアクティビティに賛同し正規の正会員にはなれない新会員の招請であって、正会員から賛助会員に会員種の変更する事は好ましくない。又賛助会員から正会員として活躍できるようにクラブとして努力すべきである。
(注) 正会員にするとする年数期限はない。会員数制限がある。

B、家族会員は、 クラブの正会員のみにも与えられる権利であって、他の会員種の会員は家族会員（子会員）を招請することは出来ない。
世帯主の会員は、2人目から5人目まで、4人の家族会員（子会員）を招請できる。
注；終身会員で正会員の義務を果している終身会員は可能である。

正会員としての義務と特権を与えられる。
詳しくはライオンズ必携P136に記載されている。
地区会費・複合会費は、各年次大会で決定する。

C、名誉会員 クラブの会員以外の者で、クラブの所属している地域社会、またはクラブの為に著しく貢献をした者を対象とする。

E、クラブ組織 クラブ組織において、連続会長職には就けない。クラブ会則第7条1項の前会長職が空席となるのでクラブ組織し抵触する。

F、会合の成立 ライオンズクラブは如何なる会合（例会・理事会・キャビネット会議・諮問委員会等）において50%以上の出席者を持って成立する。

G、出席メイク・アップ規則

例会の前後それぞれ13日間以内に該当する場合は例会に出席したものとみなす。その責務はクラブ幹事にある。

特に注意する事項は、(3) 軍務・証人として云々、職務（自己の会社関係での職務による欠席は含まれません）

(4) 職務の関係；職務とはライオンズクラブの職務であって、己の職務では有りません。但、(3)(4)ともクラブ理事会の判断で可否を決定すること。

H、出席メイク・アップ規則の採用

2015年度改正され出席メイク・アップ規則の採用選択はクラブに一任されました。出席率の計算基準を正しく適用せず、安易に認めてはならない。「あなたのクラブは、あなたのやり方」による例会・奉仕事業双方に重点を置くことも可能であり、今後のクラブ方針を見極めること。

I、ライオンズクラブの3つの重要な携帯品（会合には携帯する事）

- 1、ライオンズ必携
 - 2、ライオンピン（ラペルピン）
 - 3、会員カード（オフィシャル・メンバー・カード）
- 終身会員は承認時に国際協会から発効されていますので必要なし。幹事の責務の1つである

J、副の付く役職

クラブの役職で副がつくのは副会長のみ、他の副幹事・副テール・ツイスタ等はクラブ・プライベート（私的）であって公式には通用しない。

副が認められている公式な役職は、国際副会長（第1～3）・地区副会長（第1・2）・クラブ副会長（複数）のみである。

K、地域社会から集めた資金用途

一般社会（地域社会）から事業資金として集めた資金を、クラブ運営費に計上することは禁止。その事業としての必要な経費は認められるが、収入の一部足りと運営費に収入として計上禁止。

又、クラブ会員以外から会合の席でクラブに資金を求めることは出来ない。

D、国際協会の改訂・設定

1、Your Club, Your Way

「あなたのクラブは、あなたのやり方で」

あなたのクラブ例会は、今のままで大丈夫ですか？

楽しくて心温まる雰囲気のある例会に会員候補者を招けば、入会を勧めるのには難しくはないのでは有りませんか。ポジティブで人の心をつかむ例会であれば、参加者は積極的に関与し、コミュニケーションは円滑になり、会員も例会日を

楽しみにする。例会は変えられます。クラブは、会員に最適なクラブ例会の形を自由に選ぶことが出来ます。多くのクラブでは世代から世代に受け継がれてきた伝統が重んじられていますが、伝統のほとんどが義務ではありません。会議の種類、進行、内容、頻度、曜日、時間、構成などの検討・改新、食事の有無（食事をしながらの例会は古き伝統で、時には高い会費の原因に、都度受益者負担制度）会員同士の連絡・会合の議事（記録）の処理の為に新たなテクノロジーを導入することが出来ないかの会員全員の周知の認識し検討。クラブ例会の最も重要な要素は、会員1人1人に重要な場所に存在することを感ぜさせる事ではないでしょうか。

2、2015年度会則改訂（ライオンズ必携第55版標準版「前段」P23）

「ライオンズクラブの運営について」

クラブ例会のあり方と出席義務の問題として文言変更

「例会のあり方及びメイク・アップの問題」とされているものを「クラブ例会のあり方と出席義務の問題」と変更された。

「Your Club Your Way」の通り、各クラブに最適化した例会を考えて活発な・意義ある例会にしていきたい。

用語解説には、「クラブ例会」は、従来の方法の他に、オンライン会議などクラブが工夫し選択できることとなった。

<第54版の語句>

例会出席およびメイク・アップの問題である。

すべての会員にはクラブ運営に直接参加する権利と義務がある。そして、当該クラブの運営の方向づけは例会の場において決まるのであるから、会員は自己の貴重な時間を割いて例会に出席することはに極力努力すべきであり、そして、この点が会員に十分理解され、浸透すれば、出席率は必ず向上するのである。このように、会員はまず例会に規則正しく出席することに務めるべきであるが、万一、やむを得ぬ事情で例会に欠席した場合、規則に基づいて正しくメイク・アップすれば出席したものと見なされる。クラブの見せかけ上の出席率を良くするために、メイク・アップ規則を正しく適用せず、安易にメイク・アップを認めてはならない。

<第55版の語句>

クラブの例会のあり方と出席義務の問題である。

正会員には、クラブの運営に直接参加する権利と義務がある。そして、当該クラブの運営の方向づけは例会の場において決まるのであるから、会員は自己の貴重な時間を割いて例会に出席することに努力すべきだが、出席率のみに重点を置いては会員の減少につながりかねない。また、メイク・アップに規則採用の選択はクラブに任せられており、当該クラブの事情によっては奉仕事業の参加に重きを置くことも可能である。

厳格な式次第に従いプロトコールや礼儀を重視する

伝統的タイプ、

サイバークラブとも呼ばれているテクノロジーを駆使した

カジュアルな交流目的のつながり重視タイプ、

伝統重視の例会を開きコミュニケーションはメールやスマートフォンを使う

混合タイプ、

の3種類を掲げており、クラブは会員のニーズに合わせて、有意義な例会を作るよう提案する。

- 3、日本家族会員パイロットプログラムは2016年6月30日を持って効力が消滅する。以後の家族会員プログラムは、今後のプログラム内容が従来の通り行われるのか、今後の国際理事会の審議事項とされ協議される。
- 4、国際付則 別紙 B 会員種別表の改正
 クラブ付則第1条会員 1項会員種別
 クラブ会員の種別は、正会員・不在会員・名誉会員・優待会員・終身会員・準会員・賛助会員・7つの種類である。家族会員（子会員）は正会員の権利と特権が有り正会員扱いのなる。終身会員の内正会員の義務を果している会員は正会員と同等の権利・特権が生じる。
 正会員の文言が改正されています。義務の果して特権が生じる事が基本である。
- 5、会員種の制限
 国際理事会方針に基づき、名誉会員は、実質的な会員数の5%までとし、その端数につき1名とする。賛助会員は、実質的な会員数の25%までとする。
- 6、会員入会に関して
 クラブ会則第3条2項で、新会員の獲得は、グッドスタンディング会員の推薦（スポンサー）による招請で候補者となる。新会員の入会は招請のみである。
- 7、代議員数算出対象
 対象外は、名誉会員・準会員。入会后1年と1日在籍未経験会員。
- 8、家族会員（子会員）をスポンサー出来るのは、正会員及び終身会員で正会員の義務を果している終身会員のみ。また、家族会員（子会員）の招請は4人までとする。
- 9、賛助会員から正会員の会員種変更は求められる事であるが、正会員から賛助会員への会員種の変更は不可で有ります。

E、各種会合における構成員に関して

- 1、地区には、4つの重要な会議がある
 - ① 地区ガバナー公式訪問・懇談会
 - ② 地区キャビネット会議；地区構成員・年4回開催。（地区ガバナー議長）
 - ③ 地区ガバナー諮問委員会；地区ガバナーの代行としてゾーン・チャーパーソンが行う会議。（ZC議長）
 - ④ 地区名誉顧問会・ガバナーの任命による名誉顧問
 総ての会議は、組織を構成される構成員による会議で、地区ガバナーの任命による会員で構成され出席する義務が生じ、責任を果たすこと。
 但し、各会合は期初において日程を発表し承認を得ること。
- 2、国際会則において、如何なる会合に代理出席は禁止されている。同時に委任状不可。議長が認めた場合は代理出席が可能であるが、発言権・表決権不可。
- 3、キャビネット構成員（複合地区会則第17条）

前地区ガバナー、第1・2副地区ガバナー、地区名誉顧問会議長、キャビネット幹事・会計、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、並びに地区各コーディネーター、及び地区ガバナーが必要と認めて任命した地区各委員会委員長。任期は地区ガバナーの任期と同じとする。

前地区ガバナー、第1・2副地区ガバナーは必然的に構成員となる。

4、地区ガバナー・キャビネット（複合地区会則第16条）

キャビネット構成員をもって構成される。

キャビネット構成員をもって地区役員となり、表決権・発言権を有する。

その他、元地区ガバナー名誉顧問、地区出向者（各委員会副委員長・委員その他）は構成員ではなく発言権・表決権を有しない。

5、キャビネット構成員の責務

地区キャビネット構成員・地区ガバナー諮問委員会の構成員の責務は、その会議開催時には職務の責任と職務を自覚し必ず出席する義務がある。

構成員からなる会合・会議には出席する義務と権利が生ずる。

地区は地区ガバナーの選択により、リジョン・チェアパーソンは空席である。（複合地区会則第19条）地区組織において、ゾーン・チェアパーソンの責務は重要である。リジョン及びゾーン・チェアパーソン各必携の責務を確認し地区の運営に貢献することが重要な事項。

ゾーン・チェアパーソンの選出に関し、ゾーン内ローテーションシステムは、若い会員・活動的な会員の台頭に支障がきたす場合があるように思える。他地区では、地区ガバナーの指名で選出される地区が最多である。

6、地区ガバナーは、地区キャビネット会議、地区ガバナー公式訪問、地区名誉顧問会、地区ガバナー諮問委員会（複合地区会則第22条）を開催しなくてはならない。

地区キャビネット会議；地区キャビネット構成員による会議である。

議長は、国際会則、並びに複合地区会則に基づき地区ガバナーが務める。

地区ガバナー公式訪問・懇談会；公式に訪問し、直接、指導監督をする。

準備・第1回キャビネット会議においてガバナー公式訪問及び懇談会運営要綱の方針の通達がある。

地区ガバナー諮問委員会；ゾーン内各クラブ会長・幹事の構成員となり、地区ガバナー諮問機関である会議。キャビネット会議終了後開催する事。

キャビネット会議報告を行う事が重要である。議長は、ゾーン・チェアパーソン。

7、地区ガバナー諮問委員会

地区ガバナー諮問委員会は地区ガバナーの諮問機関として各ゾーンに設置され、ゾーン・チェアパーソン、ゾーン内クラブ会長・幹事を持って構成される。

ゾーン・チェアパーソンが本委員会を主宰する。

年3回の定例会議を開催し、ゾーン内のクラブが協調を保ちつつ、ライオニズムを高揚する為の方法について協議する。

諮問委員会構成員は、発言権・表決権が生じる。基本として、代理出席は認められない。（委任状も不可）代理出席は、議長が認めた場合に可能であり、発言権も同様に、議長が認めた場合可能。